

平成31年4月1日

保護者様

石川県立金沢伏見高等学校

校長 北村 幸恵

通学時における自家用車による送迎について（お知らせ）

日頃から本校の教育活動にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、保護者の自家用車による送迎により、これまで近隣住民の方々や通行車両にご迷惑をかける事態が発生しております。

つきましては、周辺道路の円滑な交通と生徒の安全確保のため、下記のとおり、皆さまのご理解とご協力をよろしく申し上げます。

記

- (1) 本校正面の道路は、法令により午前7時～9時までの時間帯は、「自転車および歩行者専用道路」であり、許可車以外通行できません。
- (2) 本校構内への送迎車両の乗り入れは、病気や怪我等、特別な事情による乗降のために一時駐停車する場合を除いて禁止とします。
ただし、やむを得ず送迎が必要な場合は、担任までご相談ください。
- (3) 本校近隣で生徒の乗降にかかる路上駐車は、交通渋滞のみならず緊急車両等の通行妨害や交通事故の原因となりますので、ご遠慮願います。
- (4) 送迎を目的とした店舗での駐停車は、営業妨害やトラブルに繋がりますので、ご遠慮願います。